

平成 23 年 4 月 1 日付け新潟県告示第 471 号(新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に
要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額) 中

ページ	行	誤	正
491	11	新潟県工業技術総合研究所手数料条例	新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例